

健康診断

◎…必須
○…省略基準あり

項目	雇入時健診	定期健診	特定業務健診
問診(既往歴及び業務歴の調査、喫煙歴及び服薬歴)	◎	◎	◎
自覚症状及び他覚症状の有無	◎	◎	◎
体重・視力・聴力	◎	◎	◎
身長・腹囲	◎	○	○
胸部エックス線検査	◎	◎	
喀痰検査		○	
血圧	◎	◎	◎
血液検査 ・貧血 (赤血球数、血色素量) ・肝機能 (GOT、GPT、 γ -GTP) ・血中脂質 (HDLコレステロール、血清トリグリセライド、LDLコレステロール) ・血糖 (空腹時血糖)… ヘモグロビンA1cで代替可	◎	○	○
尿検査(尿中糖、蛋白の有無)	◎	◎	◎
心電図検査(安静時)	◎	○	○

※ 問診…喫煙歴及び服薬歴の聴取徹底すること。

※ 聴力検査について…雇入れ時、35、40、45歳以上の方は千ヘルツ及び4千ヘルツで検査。
それ以外の人や定期健診で聴力検査を受けた特定業務健診受診者は他の方法で可。(会話法等)

● 雇入時健康診断 (労働安全衛生規則第43条)

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。

ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

検査項目は定期健康診断と同様(喀痰検査を除く)。検査項目の省略はできない。

● 定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)

事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に医師による健康診断を行わなければならない。

医師の判断による省略基準(省略できる年齢を表示しています)

・身長	… 20歳以上
・腹囲	… 35歳を除く40歳未満、妊娠中の人、BMIが20未満
・血液検査	… 35歳を除く40歳未満
・心電図	… 35歳を除く40歳未満
・胸部X線検査	… 20、25、30、35歳を除く40歳未満 感染症法で結核健康診断の対象施設、じん肺健診対象者は省略不可
・喀痰検査	… 胸部X線検査で病変の発見されない者、結核の発病の恐れのない者

※省略基準は医師の判断によるものであること。機械的に省略するものではないこと。

● 特定業務従事者健康診断 (労働安全衛生規則第45条)

深夜業などの特定業務に従事する労働者に対しては当該業務への配置替えの際及び 6ヶ月以内に1回、定期的に定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければならない。

- ・胸部エックス線検査は、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りるものとする。
- ・前回の健康診断(定期)において血液検査(貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査)および心電図項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。
- ・前回の健康診断(定期)において聴力検査を受けたものについては、医師が適当と認める聴力の検査をもって替えることができる。(会話法等)

法律における健康診断を受けさせなければならない者の範囲

以下の両方をいずれも満たすものを常時使用する労働者としています。

- ①期間の定めのない契約により使用されるもの。なお、有期雇用の場合であっても更新により1年以上使用されることが予定されている者。
- ②1週間の労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常労働者の所定労働時間数の3/4以上であること

パートタイマーやアルバイトであっても、継続1年以上雇用する場合（または、その予定があるとき）は定期健康診断を行なう必要があります。労働法上、労働者に正社員もパートも区別されません。

健康診断の記録は5年保存です。

● 電離放射線健康診断（電離放射線障害防止規則第56条）

事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

検査項目

(1) 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価
(2) 白血球数及び白血球100分率の検査
(3) 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
(4) 白内障に関する眼の検査
(5) 皮膚の検査

医師の判断による省略基準

- ・医師が必要でないと認めるときは、(2)から(5)までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
- ・前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、今後1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者について、(2)から(5)までに掲げる項目について

※省略基準は医師の判断によるものであること。機械的に省略するものではないこと。

※雇入れの際または当該業務への配置替えの際の検査項目の省略はできない。

※電離放射線健康診断の記録は30年保存です。

● ストレスチェック（労働安全衛生規則第52条の9）

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

- (1) 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- (2) 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- (3) 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目